

関税定率法施行規則の一部を改正する省令（案）参照条文目次

○ 関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）（抄） 1

◎ 関稅定率法施行規則（昭和四十四年大藏省令第十六号）（抄）

（飼料の規格）

第二条 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号。以下「令」という。）第六条（飼料及びその原料品の指定）及び第六十

六条（配合飼料の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

一 原料品の配合割合が、別表の上欄に掲げる配合飼料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものであること。

二 粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類する形状のものであること。ただし、別表第二号に掲げる配合飼料については、この限りでない。

三 原料品のうちこうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、カッサバ芋又は甘しよ生切干については、ひき碎いたもの、加熱した後扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものととして使用されたものであること。

2
（省 略）